

一般事業主行動計画

(女性活躍推進法に基づく)

1. 計画期間

- 令和6年7月1日～令和8年6月30日まで

2. 課題

- 女性の管理職がない。現在は役員で1名のみ。
- 監督職（主任、係長など）の女性社員が複数人在籍している。

3. 目標

- 管理職に占める女性の割合を10%以上とする。

4. 取組内容

- 監督職（主任、係長など）の女性社員を対象に管理職に求められる考え方、スキル等を取得させる目的で研修を実施する。

5. 実施時期

- 令和6年7月～
監督職の女性社員に対して、管理職とは何か、管理職として働くことに対する魅力を伝える研修を段階的に実施。
- 令和7年7月～
管理職の素養が見込まれる監督職の女性社員に対して、本人と相談の下、管理職昇任プログラムを受講させる。

以上